制度導入に向けて令和5年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正されました。 (令和5年11月施行)

埼玉県

思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)

区画が必要な方のために、 ご理解とご協力をお願いします



埼玉県マスコット 「コバトン&さいたまっち」





埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)

(駐車時にルームミラーに掲示)

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。



車椅子 使用者用



その他障害者、 要介護者等用



妊産婦、 けが人用

利用できる駐車区画

区画のある施設は県ホームページで確認できます。



交付対象者

区分				交付基準	申請に必要な書類等	有効期間
	視覚障害			4級以上		
身体障害者	聴覚障害			3級以上		
	平衡機能障害			5級以上		
		上肢		2級以上	身体障害者手帳	
	肢体不自由	下肢		6級以上		
		体幹		5級以上		
		脳原性	上肢機能	2級以上		対象者としての基準に
		運動機能 障害	移動機能	6級以上		
	内部障害(免疫機能障害を含む)			4級以上		該当しなくなるまで
知的障害者				A 以上	療育手帳	
精神障害者				1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者				特定疾患医療受給者、 指定難病医療受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療 受給者証 受給者証	
高齢者等				要介護1以上	介護保険被保険者証	
妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)				妊娠7箇月から産後1年まで	母子健康手帳	妊娠7箇月から 産後1年まで
けが人等				医師の診断等により、歩行が 困難であるために特別な配慮 が必要であると認められる方	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは 意見書又は公的機関の 証明書等 ・身分証明書(運転免許証、 マイナンバーカード等)	診断書等で必要と 認める期間 (原則1年以内)
その他車椅子の常時使用が必要と 認められる方				医師の診断等により、 車椅子の常時使用が必要で あると認められる方		対象者としての基準に 該当しなくなるまで

申請方法(令和5年11月1日から受付開始)

▶ 交付申請書(ホームページからダウンロード)に必要な添付書類を添えて、 お住まいの市町村の窓口又は県への電子申請、郵送で申請できます。 ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

窓口申請

- ▶ 制度に協力する市町村(お住まいの市町村に限ります)の窓口で申請できます。
- 窓口の詳細はホームページで確認してください。

電子申請・郵送申請

県福祉政策課では 電子申請、郵送申請を 受け付けています。



電子申請は こちらから

制度の詳細は県ホームページをご覧ください

埼玉県思いやり駐車場制度

検索





https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html